

特定建設作業実施届出について

日立市の指定地域内において、特定建設作業（2 ページ参照）を行う場合は、日立市長に**特定建設作業を開始する 7 日前まで**（例：1 月 10 日から作業開始の場合は、1 月 2 日まで（届出日は不算入））に届出が必要となります。ただし、**作業が開始日に完了するものについては、届出は不要**です。

1 提出書類

- (1) 特定建設作業実施届出書（様式第 9）
- (2) 添付書類：作業場付近の見取図、工事工程表、使用する機械の仕様書やカタログの写し

2 提出部数

2 部（正本 1 部、副本 1 部）

3 様式のダウンロード方法

- (1) 市の HP のトップにある検索タブで「特定建設作業実施届出」と入力し、検索。
- (2) 検索結果画面から「特定建設作業実施届出について」をクリック。
- (3) 表示された内容、記載例を確認し、様式（Word もしくは PDF）を選択しダウンロード。

4 よくある質問（Q&A）

Q1 バックホウにジャイアントブレイカーを付けて行う作業は、振動規制法の届出でいいですか？

A1 振動規制法（ブレイカーを使用する作業）だけでなく、騒音規制法（さく岩機を使用する作業）の届出も必要です。

Q2 ハンドブレイカーを使用する作業は、振動規制法の届出に該当しますか？

A2 振動規制法（ブレイカーを使用する作業）の届出対象には該当しません。しかし、騒音規制法（さく岩機を使用する作業）の届出対象になりますので、そちらでの届出が必要です。

Q3 届出者の印鑑は三文判または社判でもいいですか？

A3 三文判または社判のみの押印は受付できません。

届出者が代表取締役の場合は、「〇〇株式会社代表取締役」の印となります。

Q4 低騒音型のバックホウを使用する場合は、騒音規制法の届出は必要ないですか？

A4 国土交通省ホームページに掲載されている低騒音型建設機械であれば、届出は必要ありません。

Q5 届出書を提出後に工期の延長などがある場合は、再提出が必要ですか？

A5 原則、再提出となります。内容等の確認のため、速やかに環境政策課までご連絡下さい。

Q6 日立市内において騒音規制法と振動規制法の規制地域を教えてください。

A6 騒音規制法規制地域は、旧十王町地域の工業専用地域を除く市内全地域を指定しています。

振動規制法規制地域は、都市計画の用途指定地域（工業専用地域を除く）、旧十王町地域は工業専用地域を除く全地域を指定しています。

・騒音に係る特定建設作業のまとめ 別表第2（騒音規制法施行令第2条関係）

届出対象の作業・機械	届出対象外の作業・機械
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業	もんけん 圧入式くい打くい抜機 くい打ち機をアースオーガーと併用する作業
びょう打機を使用する作業	
さく岩機を使用する作業 （油圧ブレイカー（ジャイアントブレイカー）、 ハンドブレイカー）	連続して1日で50m以上移動する作業
空気圧縮機を使用する作業 （電動機以外の原動機を用いるもので定格出力 が15kW以上）	さく岩機の動力として使用する作業
コンクリートプラントを設けて行う作業 （混練機の混練容量が0.45m ³ 以上） アスファルトプラントを設けて行う作業 （混練機の混練重量が20kg以上）	モルタルを製造するためにコンクリートプラント を設けて行なう作業
バックホウを使用する作業 （原動機の定格出力が80kW以上）	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するもの ※バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザ ーの規制対象外となる「環境大臣が指定する機 種」は、国土交通省指定の低騒音型機械のこと です。詳細については、国土交通省のホームペ ージでご確認ください。
トラクターショベルを使用する作業 （原動機の定格出力が70kW以上）	
ブルドーザーを使用する作業 （原動機の定格出力が40kW以上）	

・振動に係る特定建設作業のまとめ 別表第2（振動規制法施行令第2条関係）

届出対象の作業・機械	届出対象外の作業・機械
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業	もんけん 圧入式くい打機 油圧式くい抜機 圧入式くい打くい抜機
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊す る作業	
舗装版破碎機を使用する作業	連続して1日で50m以上移動する作業
ブレイカーを使用する作業	手持式（ハンドブレイカー、電動ピック） 連続して1日で50m以上移動する作業

※不明な点がございましたら、環境政策課（IP 電話：050-5528-5065）までお問合せ下さい。